

南西諸島住民における ナショナル・アイデンティティーの諸問題

The problems of national identity in Nansei Shotou residents

大東文化大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程後期課程14242101

小佐野 和子

はじめに	27
1 沖縄における独立論と自治論	29
2 共同体の国家への統合過程の意義と国家主権	33
3 記紀神話の法的意義	35
4 琉球弧と日本の文化的同質性	36
5 琉球王国の成り立ち	37
6 琉球王国の日本への統合過程と国家形成の意義	42
7 日本との政治文化的な親近性をもつ琉球	46
8 “天皇メッセージ”の法的意義	47
9 沖縄の日本への統合をめぐる人々の意識	48
むすびに	50

はじめに

ひとつの国家体制への統合は固有の政治神学に基づいた社会契約的¹な認識を土台にひかえるものだろう。ある国家体制は政治的、経済的、文化的な同質性や地理的、産業的な要因から国家としての自立的な機能を備え得るが、そのまともりには国際的な他国との関係性からも限定されるようである。政治神学はカール・シュミットの用いた概念で、かならずしも合理的な思考では理解できない決定を行う秩序体系の存在を意味する。日本の政治システムにおいて精神的な原理は天皇制を中心とした慣習認識によって成り立ち、第二次世界大戦を経てもなお、日本の政治社会秩序の原理となっている。すなわち、日本における政治神学の要素として、この天

皇制を原理とする政治社会の秩序がある。その一方で、沖縄島を中心とする南西諸島の日本への帰属についてはしばしば論議の対象となる。

第二次世界大戦後の日本の歩みは大きな戦争の災禍からの復興とともに、沖縄の日本国への返還過程とも重なる。1946年にマッカーサーによって日本と南西諸島の行政分離が宣言され、沖縄議会が発足した。1951年にサンフランシスコ平和条約²が調印されたものの、琉球弧は米国の統治下におかれ、1952年には琉球政府が発足した。サンフランシスコ平和条約の第二章領域の第三条では

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）^{そうふ}婦^ん岩^がの南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び、火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」とされていた³。

その一方で、早々に奄美諸島は「日本復帰」を果し、鹿児島県の一部となった（1953年）。ところが、アイゼンハワー米国大統領は1954年には一般教書において「沖縄を無期限に管理する」ことを、また1956年には、予算教書において、無期限確保」を言明した。しかし、1969年11月21日発表の米合衆国大統領と日本国総理大臣による共同声明に関する合意議事録において、

「米国政府の意図は、実際に沖縄の施政権が日本に返還されるときまでに、沖縄からすべての核兵器を撤去することである。そして、それ以降は、共同声明で述べたとおり、日米安全保障条約と関連する諸取決めが沖縄に適用される。」とされ、1969年に、沖縄返還協定が結ばれることによって、沖縄返還が決定された。その後、1972年には「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」⁴の締結によって沖縄は日本へ返還された⁵。

こうした日本への統合過程の中で、沖縄はその第二次世界大戦後の歴史

的な変遷や大戦前の琉球処分などの独特な歩みからさまざまな自立論や独立論を生み出した。そのような現象は終戦直後や沖縄の日本への返還の時期の前後に顕著にみられる。また近年の基地問題に関連して、そうした主張が再燃している。依然として沖縄の本土復帰後の議論において、日本との異質性を強く意識する思潮が際立っているようである。日本の領土や境界に関する事柄は深く行政の政策的な事柄と関わるが、本拙論はそのような風潮の中で琉球王国を前身とする沖縄の帰属についての政治思想的な解釈を提出するものである。ここでの帰属は政治学的な範疇からの帰属であり、政治的秩序の判断において指標とされる、具体的にはある政治的機構の管轄下にあるかどうかといった問題である。この徴表となる日本の政治神学は国家統合イメージであるナショナル・アイデンティティーを形成する。本拙論では大東法政論集第24号にて、検討した天皇制に関わる精神で言及しえなかった沖縄における天皇制にもとづく精神を検討する。この検討において、その政治制度の正当化の精神的原理となる神話体系や政治制度、また法慣習としての土地制度や人々の態度表明を検討する。なお、文中のドイツ語訳については、永井健晴教授の指導による原書講読を参考としている。

1 沖縄における独立論と自治論

沖縄は「琉球処分」とされる日本への統合過程や第二次世界大戦後に米軍の統治下におかれた本土と異なる歩みを強いられることで、独特のアイデンティティーを形成させ、さまざまな独立論や自治論を生みだした。第二次世界大戦終了直後においては、日本からの独立が議論された。1949年9月に大宜味朝徳^{おおぎみ}によって結成された沖縄社会党は兼島信栄の琉球社会党(同年10月結成)と合流して社会党となったが、この社会党⁶は米国を施政権者とする信託統治地域に沖縄がおかれることを提案し、民主同盟⁷は琉球共和国独立を主張した⁸。また、1947年に創立された奄美共産党は日本共産党の主張した「沖縄民族独立論」の影響を受けた奄美人民共和国草案を採択した⁹。しかし、日本本土からの自立的な自治形態を主張する社会党

や民主同盟は1950年の群島知事選挙で支持を得られなかった¹⁰。また、沖縄の復帰後には、太平洋島嶼国等をモデルとする独立論が琉球人から提案され、「琉球共和社会憲法私案」や「琉球共和国憲法私案」があらわされ¹¹、琉球独立関連集会の開催や書籍の出版があった。1970年には平恒次が『中央公論』の11月号で『琉球人』は訴える」を発表した。彼も、沖縄の歴史を受難の歴史と捉え、日本と琉球との文化的な違い¹²から、契約に基づく自治を主張している。そうした自治への要求にはいわゆる「日本人」には琉球との対等な付き合いをする意識に欠け沖縄を外地としかみていないとする不満があるようである。その根拠は歴史的に「大東亜戦争」での沖縄の人々からすれば、冷遇ともいえる歴史的事象にあるようである。その上、こうしたことを根拠として、「大東亜戦争」時における沖縄の植民地的な立場を打開するために、沖縄が自治組織となることを訴える。平は日本と琉球との契約的關係を日琉合併手続きとして、合併条件の成分化を重要な要素と考えていたようである。沖縄の日本への「復帰」を住民投票により、「一点の疑いも入れないくらいに、賛成するのでなければ、日琉合併をするべきではないとして、「琉球共和国」への構想を唱えている。しかし、現実的な独立への手立てとしては諸制度の1972年以降への延長であり、琉球の独立を保証する日米間の条約である。さらに、国内的な法的措置として、沖縄だけに適応される「特別自治体設置法」の立法であり、そうした立法の根拠として、憲法第95条〔特別法の住民投票〕と地方自治法第261条〔特別法の住民投票〕に求めている。しかし、こうした平の琉球独立論において、注目されるのは天皇制的精神による共和主義ともいうべきもので、重要なこととして、「琉球の日本国参加とともに日本国皇太子にプリンス・オブ・リュウキューの兼任」を提案している。彼が意図するものは天皇制による秩序を土台とするものであり、その独立論において、日本国憲法の理念と同質な立場を表明しているといえるだろう¹³。

一方で、同じく『中央公論』の1971年12月号で比嘉幹郎ひがみきおによる「沖縄自治州構想論」が掲載された。彼は沖縄県において、与野党の全員一致の決議で核抜きを主張し、海外への出撃を反対したのに、返還要求の中で、そ

の内容が明文化さえされずに、犠牲と差別を一方的におしつけられたとしている。比嘉は沖縄返還を第三の沖縄処分として、民意が尊重されていないとする。ここで、彼による民意とは反戦平和や人権擁護、そして自治権確立で、これらは沖縄住民の基本的要求である。彼は古来からの自治意識に支えられた地域として沖縄の自治を訴えている¹⁴。

また、1973年の6月に中央公論で野口雄一郎が「復帰後一年 沖縄自治州のすすめ」を発表した。彼は当時の人々の意識や状況から沖縄の自治を提唱するが、その構想の原理を沖縄の改革エネルギーをとりもどそうとする運動とし、この運動を地域民主主義の確立をめざすものとしている。野口は政治的分権としての連邦制ではなく、行政的分権としての自治州という形態を提案している。彼は州知事のもとで、市町村への行政事務の大幅な委譲や教育制度や警察制度の強化あるいは司法制度の国からの分権を構想するが、同時に非武装宣言や自衛隊の引き上げ、そして米軍基地の全面撤去を理想としている。

その後、1981年には自治的あるいは独立的な構想をもつ論説や憲法私案が著された。同年の春に玉野井芳朗の呼びかけでもたれた自治体憲法の研究会は〈生存と平和を根幹とする「沖縄自治憲章（基本条例）(案)」〉を作成し、85年にはこれに手がくわえられ、全文がつけられた¹⁵。また、81年6月には自治労沖縄県本部が沖縄特別県構想として「沖縄の自治に関する一つの視点特別県構想」を発表し、新沖縄文学6月号では「琉球共和社会憲法C私案」と「琉球共和国憲法F私(試)案」が匿名で発表された。

自治労沖縄本部による構想は沖縄県を特別県として考案し、その自治的要素の拡大を企図した機構を提案している。沖縄の願いとして、平和(軍事基地の撤去)や繁栄(経済の自立的発展)を主張し、具体的には特別県として県の機構を市町村の連合組織とし、県議会と市町村長および市町村議会議員による県参事会を置くことを提案する。しかし、その一方で、自治労沖縄本部は圏域を沖縄本島と宮古・八重島の三圏域に分割しそれぞれに支庁を置くことや特別県の権限や財源を大幅に支庁に移譲することを提案している。また、この構想でも、軍事基地の撤去が主要な主張として掲げられ

ているが、特別県および、県内市町村の権限の執行、事務事業の実施に要する経費については、「国はその財源を最大限に保障すること」としている。この、場合、国は地方税、地方譲与税および地方交付税の総額に相当する金額を特別県に一括配分し、その配分については特別県の自主性に委ねることとしている¹⁶。

新沖縄文学6月号に掲載された「琉球共和社会憲法C私案」は純粹に直接民主制を訴える憲法案となっており、特異な印象としては憲法の前文において、ピラミッドやインカといった語句や第一章においてダルマといった宗教的な用語がみられる、また、琉球共和社会象徴旗として、ひめゆり隊を連想させる白一色に白ゆり一輪のデザインとしており、経済体制として、家屋の私有を認めず、土地や資源の共有、納税義務を撤廃することとし、共産的な体制を主張している。

また、同じく新沖縄文学に掲載された「琉球共和国憲法F私(試)案」はやはり沖縄が隷属した歴史をもつことをあげ、労働と愛に基礎を置く困民主義により、連邦制による共和主義を主張している。そのニライカナイを精神的領土とする立場は“人類みな兄弟”を理想とし、最終的には“国境”の廃絶という地球連合政府の形成をめざすもので、その樹立により、連邦共和国は消滅するとしている。琉球語と日本語を公用語として、国旗を黒・赤・白とし、戦争準備を違憲とする。具体的な政治制度に関連した言及はあまりみられないが、官憲の行為や裁判事務についてのみ公用語を定められるとしている。ところで、困民主義をこの私案では民主主義革命の歴史的任務の終了や社会主義革命の官僚制国家資本主義的墮落という歴史的現実、そして、アナルコ＝サンジカリズムや1980年代のポーランド労働者の歴史的痛憤を前提として、人民の参加と自主管理により、“無政の郷”を樹立しようとする歴史哲学としている。この草案者の歴史観は独特なもので、発表当時は第三次世界大戦後として、日本は米国、ソビエト＝中国連合国により、併呑消滅したこととなっている。

こうした「C案」や「F案」のような急進的な共和主義のある一方で、玉野井は1976年より、日本国憲法のゆるやかな共和主義ともいべき地域

主義を提唱した。玉野井らの沖縄自治憲章は日本国憲法で定められた権利をさらに発展、拡大させた立場であり、生命と自然を尊重することを表明し、生存と平和を根幹として、自治・自立の達成を企図している。この憲章では政治的な権利に関する権利が第一条から、第三条で規定されており、この憲章の概要的な性格から政治制度や行政機構についての言及は少ないが、住民の政治参加として、第三条（参加する権利）で住民投票の手続きや住民集会の開催要求が、また第十七条の（審査委員会）で、この憲章の保障のために審査委員会をおくことを定めている。また、自然の尊重や諸島嶼の交流のための交通・通信整備を重視するが、自衛戦争を含む戦争を否定し、平和的生存権を確保するために、軍事目的のための表現自由の制約や財産の強制使用や収用の拒否そして、労務提供の拒否を謳っている¹⁷。

それぞれの立場の共通性としては沖縄の抑圧された歴史認識があるが、そこには自治論や独立論へと発展する論理があるようである。また、政治的な要素としての軍事に関して否定的立場が多いが、政治組織に関しては多様な形態が示され、その重視される目的にも違いがみられる。

近代国家においては、軍隊の装備がその条件とされ、その軍事上の対抗力をもって、国家主権の安定性が得られ、国際社会システムにおいて、維持され得るとされる。軍事組織のない国家は周辺国から独立的な存在として、主権を主張することには困難をともない、なんらかの代替される制度をもつようである。

2 共同体の国家への統合過程の意義と国家主権

地域集団の国家的統合には軍隊組織に象徴される軍事的要請といった要素が関わるが、ある地域集団が国家としての自立的な経済システムを維持するには文化的な共有性が不可欠となる。

そのような意味で、大和朝廷の成立において、天皇制は単なる物理的な力によらない秩序体系を生み出し、日本における最終的な力と力による闘争の可能性に終止符を打ち得る論理根拠となってきた。このような秩序体

系の源泉となる表現は『古事記』に代表される編纂史によって、天皇家の存在を神格化し、その権力根拠を正当化したが、それと同時に単なる軍事的な優位性によらない、また特殊な能力的な事がらにもよらない所有権的発想とその血縁的継承による、いわば素朴な所有の観念に由来するある意味で、普遍性をもつ法慣習的側面をもつといえるだろう。

柄谷行人によれば、国家の発生はある共同体と別の共同体との生産物交換が始まると同時におこるもので、分離しておこるものではない。しかも、共同体同志の交換は共同体内部の互酬とは違う意味をもつ。共同体内部には既に互酬にもとづく規範（掟）があるとしても、共同体同志の交換において、当初それがない場合、交換による以前に略奪される可能性がある。彼によれば、暴力的略奪の断念によって、国家と法が生じ、生産物の交換がなされるようになる¹⁸。すなわち、国家は共同体同志の間にはじまるのであって、共同体の内部でははじまらない。「共同体か国家が形成されるように見える場合、実際は、外に国家が存在し、それに対して周辺を共同体が防衛したり、支配から独立しようとすることによって、国家が形成される」¹⁹。このような国家形成において、国家とは他の国家（敵）を想定することなく考えることはできず、政治的社會としての国家はまさに、友と敵の標識により成り立つ。ところで、この友敵の論理の核心を柄谷行人が交換様式に求めるのにたいして、カール・シュミットはそうした経済的形式ではなく宗教的な歴史観にもとづく法の存在に違いをみいだしているようである。

そして、このように形成される国家のさしあたりの主権者とは国家の内部からではなく、外縁からあらわれるということが考えられる。すなわち、さしあたりの主権者としてふるまう者が内部に存在した民族ではなく外部からいたる民族に源流をもつということがありうる。このことから、神話においても相関的に国家の生成においては主権者たる神は外部からやってくる設定がみられる。主権者としての神はあらゆることを見通し、決定するものである。シュミットは主権の定義として、「主権とは最高で演繹できない支配権力である」を掲げるが、主権の問題で争われるのは具

体的な運用についてであり、「公共ないし国家の利益、公共の安全および秩序、公共の福祉等々が、どこに存するののかについての決定を、紛争時には、だれがくださるのか、ということにかんしてである²⁰。」

3 記紀神話の法的意義

『古事記』において、日本国の創生は世界におりたった神が陸地を“生む”いわゆる国生み神話という形態をとる。天地開闢の時には、まず姿形を現わさない七神が成り出でたのちに男女神五組が現れるが、この最後に成り出た男女神である伊邪那岐命いざなぎのみことと伊邪那美命いざなみのみことが二柱の神として、天つ神々の詔を受けて神の子孫である天皇の統治することとなる国土を生み出したとされる。先に八島を生み、その後六島を生んだ。先に生んだ八島は淡路之穂之狭別島あわじのほのさわけのしま、伊予之二名島いよのふたなのしま、隠岐之三子島おきのみつごのしま、筑紫島、伊岐島、津島、佐渡島おおやまとあきづしま、大倭豊秋津島あづまのあきづしまであり、六島は吉備児島きびのこじま、小豆島あづきしま、大島ひめしま、知訶島ちかのしま、両子島ふたごのしまである。

次田真幸全注訳の『古事記』によれば、淡路之穂之狭別島は淡路島、伊予之二名島は四国の総称であり、隠岐之三子島は隠岐島、筑紫島は九州の総称で、大倭豊秋津島は大和国を中心とする畿内地方一帯を指した呼称であり、吉備児島は現在の児島半島で、小豆島は香川県の小豆島しょうどしま、大島は山口県の大島（屋代島）、女島ひめしまは国東半島の北にある姫島、知訶島ちかのしまは長崎県の五島列島、両子島は五島列島の南の男女群島とされる²¹。

この十四島の国生みの後にイザナキ・イザナミの二神で三十五神が生まれた²²。また、その後の黄泉の国のエピソードを経てイザナミなきあとイザナキは禊の過程で、天照大御神あまてらすおほみかみや月読命つきよみのみこと、そして建速須佐之男命たけはやすきのをのみことを含む神々を生むことになる²³。そこで、伊邪那岐命は天照大御神には天上界の高天原たかまの原を、また月読命には夜の国をすくに（夜の食国）を、そして建速須佐之男命には海原うなはらを治めるように委任する²⁴。〈須佐之男命の神やらひ〉や〈二神の誓約生み〉のエピソードの後では、建速須佐之男命は破壊的な行為により高天原を追われ、出雲の国にくんだり、その地に居を構える²⁵。その子の大国主神おおくにぬしのかみ²⁶は医療をほどこす能力から多くの兄弟の神から国を譲

られるが、さらに死の苦闘という儀礼を通過して建速須佐之男命より、
 宇都志国玉神として「高天原に氷椽たかしりて居れ」と命じられ、国造り
 にはげむ²⁷。しかし、天孫降臨の神話において天照御大神は太子（日嗣ひつ
 ぎ）の御子である正勝垂勝勝速日天忍穗耳命に豊葦原の千秋長五百秋の
 水徳国を統治させることを命じる²⁸。正勝垂勝勝速日天忍穗耳命は<神の
 誓約生み>において、建速須佐之男命が天照大御神の勾玉を物実として生
 んだ神である。結局、<葦原中国平定>において大国主神やその子孫の承
 認²⁹のもとに、地上界の葦原を統治することになるのは正勝垂勝勝
 速日天忍穗耳命の子である天邇岐志天津日高日子番能邇邇芸命である³⁰。

このように展開される神話において統治権者は自ら“国生み”によって
 領土をつくりだした者である神たる者である。また、自ら国土を生み出し
 たということによって、その国土の所有者であるということの正当性をも
 つという意義をみることができる。その統治者としての権能は原初につく
 りだした者である“所有者”の子孫に受け継がれるのである。

ところで、天孫降臨し、高天原に氷椽たかしりて坐すところとして、邇
 邇芸命は「此地は韓国に向かひ、笠沙の御前に真来通りて、朝日の直さす
 国、夕日の日照る国なり。かれ、此地はいと吉き地³¹」と言って居住地を
 選定した。こうした天孫降臨の神話には新羅や加羅国の神話と同様のモ
 ティーフをもち神の垂直的な出現形態や五伴緒の神の随伴には朝鮮半島及
 び、満州方面の民族あるいは北方大陸系文化の影響を受けて発達したとい
 えるという指摘がある³²。

4 琉球弧と日本の文化的同質性

琉球と日本との精神を形成する文化的同質性は言語や神話体系におい
 て、見出すことができ、国家共同体という統合体は、その結合において、
 コミュニケーション媒介として、あるいは法文化的な共有性として言語シ
 ステム上の共有性あるいは相互性が必要とされる³³だろうが、言語学者は
 沖縄語を日本語の大方言としており、言語として、沖縄語は奈良時代に日
 本語から分岐したとされている³⁴。日本語は大きく本土方言と琉球方言に

方言区画されている。本土方言は東部方言（北海道・東北・関東・東海東山・八丈島）、西部方言（北陸・近畿・中国・雲伯、四国）、九州方言（豊日・肥筑・薩隅）に、そして琉球方言は奄美大島方言、沖縄方言、先島方言に区分されている³⁵。

沖縄における言語の文字表記としては、1265年に禅鑑という仏僧が日本本土から渡来し、仏教と文字および和文学をもたらした。史実としても、英祖王時代に募銘などの使用が初めてみられる³⁶。沖縄は古くから和文をもちいていたが、中国との進貢貿易がはじまってから外国である中国や朝鮮、南海諸島との貿易には漢文をもちいるようになっていたようである。金石碑文の表書きは平仮名和文であり、裏に漢文が記されており、たいせつな表文や金石碑文が平仮名和文である³⁷ことは沖縄の公用語が和語であったことが推測される。

そして、13世紀の文字の流入から言語の文字化までは200年ほどの時間を要し、仮名文字の盛行は15世紀末から16世紀初め頃になり、募銘、金石碑文や辞令文書、古文獻（おもろさうし）にあらわれる³⁸。

これに対し、記紀神話は原文が漢字を含む万葉仮名表記であるが、このことは中国をはじめとする当時の国際社会における外国に対する意志表明としての公的な意味をもつからだろう。『古事記』は和銅五年（712）に天武天皇の勅語により稗田阿礼が誦習せしめられた旧辞典を太安万侶が明天皇の詔により書き記し、献上した。琉球王朝は十二世紀頃より成立し、琉球開闢神話は『おもろさうし』や『琉球神統記』、『中山世鑑』、『球陽』に書きあらわされている³⁹。『おもろさうし』は琉球王国の最も古い文字資料である官撰の古歌謡集で⁴⁰、『琉球神統記』は1603年に浄土宗の僧である袋中上人によって著された正史である⁴¹。また、『中山世鑑』は1650年に摂政の羽地朝秀によって編纂された国生みと王統についての神話が記される琉球最初の正史であり⁴²、『球陽』は1745年に王府によって編纂された正史である。

『おもろさうし』には『古事記』に近似した国生みの設定がある。『おもろさうし』では天地のはじまりには日神のイチロクとハチロクがアマミキ

ヨとシネリキヨを呼び寄せ、島をつくり、国をつくり、人々を産むことを命じたというものである⁴³。また、石垣・白保などの「土中からの始祖神話」と呼ばれる宇宙開闢神話⁴⁴にも記紀神話を想起させるものがある。ところで、琉球王朝の神話に記紀神話との構造的な違いを指摘する見解がある。ジョルジュ・デュメジルによる神話における三機能構造の分析を通して琉球王朝神話と『記紀神話』について三機能体系（三区分イデオロギー）の構造が異なる形式で認められるとするものである。デュメジルはほとんどのインド・ヨーロッパ語族の神話のうちに三つの機能を要素としてみとめ⁴⁵、共同体が生き残り反映するために、祭祀、戦士、生産者といった諸集団が守らねばならない三つの基本的な活動様式であるイデオロギーの型があると⁴⁶。それぞれ、第一機能に神聖性や主権性、第二機能に戦闘性や力強さを、また第三機能に生産性や豊饒性という要素を割り当て、第一機能を頂点としたシステムとして神話をとらえる⁴⁷。この三機能体系の概念に関して、記紀神話体系と琉球王朝の神話体系を比して、琉球王朝の神話体系には三機能のうちの国家共同体の軍事的機能にあたる第二の機能が明白に認められないとするものである⁴⁸。また、琉球王国において支配者であるユカッチは武装しておらず、「武士階級」というべきものがみられなかったという指摘⁴⁹があるが、このような見解からは琉球王朝の特質にはもともと軍事的要素を認められない平和的な政治制度であるという結論が導き出される。しかし、中国思想の影響が強く表れている⁵⁰「中山世譜」では孟子の思想的影響のもとでの解釈により正史を述べられているとされる⁵¹が、琉球王統の世代交代は紛争による王統の交代であることが多い。部落社会の発展は武装の必要性をみちびき、社会的責任の重く、大きい武力をもった支配者として按司（あんじ、あじ）が存在するようになったとする指摘もある⁵²。この按司のなかの大按司である中山の按司尚巴氏が三山を統一し、王国を成立させた。按司を三機能体系の第二機能に位置付けるなら、第一機能は神女に相応させることも可能であり、政治共同体における精神的な原理としての神話の構造上の決定的違いとはいえないだろう。

このように琉球を戦闘性のない平和的な共同体であるとする見解は廃藩

置県以前に存在した共有制的な土地制度を沖縄の本土と区別されるべき法慣習として、着目するかもしれない。1903年の沖縄県土地整理事業の完成まで県内のほぼ全域において、行われていたとされる旧慣土地制度は耕地の大部分を村落共有地とし、定期的に村落民に割替えと配分を行う地割制と呼ばれるもので、継続的に固定的な土地の個人所有を認めないという点で資本主義的な近代国家の法体系にはなじまない。このような土地制度の存在は日本本土と違う法慣習をもつという判断につながるだろう。しかし、沖縄の土地制度には共有制だけでなく、私有制も存在していた⁵³ようである。また、地割制下では農民の疲弊は甚だしく、1853年に来航したペルリ提督や1881年に来県した上杉県令はその惨状に胸をいため、詳細な記録をのこしている⁵⁴。地割制は私有地でないゆえに、改良をおこなわないことが原因となり、生産性の低さ⁵⁵をもたらすが、その土地制度そのものも年月を経るにつれ、交換されないままに私有地となることもあったようである⁵⁶。

このような土地制度はロシアのミールやベトナム、ジャワのような東アジア各地に存在し、近世日本においても全国各地に局所的に見出すことができる。また、18世紀初頭にはその存在が確認されているものの沖縄の地割制の起源はいまだに解明されておらず、天皇制下の班田収授法のような土地制度のあった本土と沖縄の法文化的違いとして判断できない面があるだろう。

5 琉球王国の成り立ち

琉球王国は独自の政治的な自立国家として成立していたにもかかわらず、日本国の薩摩藩による侵入併合を経て、琉球処分とされる過程をもって、日本国に統合されたとするのが今日の歴史観である。そのような見解には平和的な土着人を武力において統合したとする典型的な構図がある。

琉球の王統神話の時代⁵⁷や12世紀のグスク時代⁵⁸や14世紀の三山時代を経て、中山領域内にあった佐敷(さしき・さしち⁵⁹)の按司である尚巴志が1406年より沖縄島に並びたつた中山王や山南王、山北王に分かれていたの

を統一したようであるが、三山の統一過程や、達成時期を含めて確定されておらず、検討課題が残されているようである⁶⁰。『中山世譜』によれば、巴氏は山南の島添大里按司や中山王の武寧、そして1416年に山北王攀安知^{はんあんち}を攻めほろぼし、奄美諸島南部を領有し、1429年には南王他魯每^{たるとみ}沖繩本島全域を勢力下におさめ、首里に本拠をおく統一政権を樹立した⁶¹。この第一尚氏の政権（7代64年、1406-69年）は、沖繩本島とその周辺離島を勢力下に統合したが、各地の按司たちは、もとの領域に居住し、直接人民を支配したため、統一政権は安定したものとはいえなかった。宮古・八重島、奄美大島諸島が完全に中山王府へ服属するのは1469年に滅んだ第一尚司政権にかわる金丸を始祖とする第二尚氏の時代である。第一尚氏から第二尚氏への政権交代には二つの説があり、第一尚氏の最後の王である尚徳の死後に金丸が群臣から推されて王位についたとする説と、尚徳王が久高島へと参詣した留守にクーデターがあったとする説である。第二尚氏は始祖である尚円王から1879（明治12）年の廃藩置県までの十九代409年間を琉球王国に君臨した⁶²。

第二尚氏は国王を頂点とする強力な中央集権国家体制＝古代国家を確立した。尚真王の治世において、按司たちは王府内の官僚群として再編された。また、按司たちは武装を解除され、直接支配権をも剥奪されて、官僚として国王の政務を補佐する役回りを演ずる存在となった。また、それと並行して、各地を「のろ」という女神官たちにより「聞得大君」（王^{きこえおおきみ}または王の姉妹がなる最高の神職）のもとに統一・系列化し、祭祀＝イデオロギー的に補強した⁶³。中央の神女組織は最高の神女である聞得大君とともに「あふりあえ」「さすかさ」「うわもり」のような三十三君と称される神女により形成されていた。丘陵状の首里は真和志之平等^{ひら}や南風之平等^{ひら}や西之平等^{ひら}に三分区され、地方の神女を管轄する平等である大あむしられが専任されたが、その管轄する地方（間切）も定められていた⁶⁴。一間切には三、四人から数十人のノロがおり、一つあるいは複数の村で祭祀を行った。ノロの祭祀については明らかではない⁶⁵が、『琉球神統記』において霊的な状態の託女としての神女は肉体的に人間ばなれした限界に絶え、死んでからま

た生き返る。あるいはまたノロは悪心をもつ者に非道な仕打ちをもって、対峙するため、社会生活において、大きな力をもっていた⁶⁶。こうした神女組織は歴史的な裏付けが困難だが、国家の機構と並行して成立したと考えられ、第一尚氏の時代に現れ、第二尚氏で確立したとみなされている。1509年に宸居を壮麗にし、按司を首里に集住させたことで、原始的な村の祭祀が政治性を帯び、高級神女としての君々と地方のノロ（公儀ノロ）の成立が指摘される⁶⁷。第二尚氏の時代の神女組織はオナリ神信仰をもとにつくりあげられており、その雛形は北へ続く海の道を経て朝鮮半島にあるとする見解がある⁶⁸。この第二尚氏の神靈的な統治文化の傾向は第一尚氏においてもみられる。第一尚氏の王、特に佐敷の尚巴志はシャーマン王としての性格をもち、鷲の靈力があるとされ、姉妹が兄弟を靈的に守護するというオナリ神信仰はその延長線上にあるが、前述のようなオナリ神信仰の由来から国王と聞得大君の関係も琉球の古代から存在する信仰ではない可能性がある⁶⁹。男性をその姉妹が靈的に守護するという信仰があり、その姉妹を「おなり神」と呼ぶ⁷⁰。多くの信仰には「兄妹始祖神話」において、そのような関係性をもち、歴史的にも日本の卑弥呼と男弟の関係にみられるが、この関係を古代新羅の始祖により近い関連をみる研究がある⁷¹。

こうした神靈的な政治文化の傾向がある一方で、第一尚氏において那覇の華人との結びつきも指摘されている⁷²が、第一尚氏と第二尚氏には共通して、倭寇勢力との関連性をもつようである。第二尚氏である金丸の背後には今帰仁（いまきじん・みやきぜん）を中心とする勢力と玉城を本拠地とする勢力が存在した可能性があるということだが、今帰仁を拠点とする勢力は倭寇勢力であることを意味するようである。第一尚氏の尚巴志の出身である佐敷は倭寇勢力を意味する今帰仁グスク跡や12-14世紀の長崎県大瀬戸町を中心とする地域に産する石鍋や鉄を出土しており、この石鍋や鉄は倭寇がもたらしたものである可能性がある。中山王の中心は浦添グスクであり、山北王の中心は今帰仁グスクであり、山南王の中心は島尻大里グスクであった。第一尚氏以来の尚家の家紋は八幡神の神紋である左三つ巴紋で、八幡神は倭寇の守護神であり、佐敷には八幡信仰に深く結びつく月し

ろの宮があることから倭寇との関連性が指摘されており、このような倭寇との結びつきは三山時代の山北王においてもみられるとされる⁷³。

ところで、第一尚氏の琉球王国において、第一尚氏が多数の按司のなかの一強としての立場であったのに比べて、第二尚氏の時代には琉球王国の国家共同体としての統合性の強化だけでない、領土的にも第一尚氏の時代よりも拡大したものとなっている。1500年には八重山地方を掌握し、宮古や久米島に対する支配権も確立させ、強化された。奄美大島諸島については、1266年中山の入貢が記録され、第一尚氏末期には尚徳王自らの奇界島討伐がおこなわれた。また、第二尚氏において、1571年に尚元王自ら大島征討を行い、支配を確立し、首里王府は北の奄美大島諸島から南の八重山諸島までを服属させた⁷⁴。このような琉球王国はその独自性とともな日本や日本の周辺国家からの文化的な影響があり、その成立において武力的要素もあったといえるだろう。

6 琉球王国の日本への統合過程と国家形成の意義

尚真王時代にほぼ成立した琉球王国は1609年の島津氏の琉球侵入により、薩摩藩の管轄下となる。この島津氏の琉球侵入の歴史的動因には中国との貿易での利益目当てとするものや王国統一を意図したとするもの、あるいは豊臣から徳川へ権力が移行する過程において、関ヶ原の戦いでは徳川氏に敵対する陣営に加わった自藩の苦境を打開するために、琉球討伐を島津氏が決意したといった諸説研究がある⁷⁵。島津氏の琉球侵入の理由としては秀吉の朝鮮出兵にともなう軍糧の負担について薩摩を通じて命じられた王府が怠ったという点があげられたが、「太閤の指令」として、琉球にもたらした軍糧調達の命令は秀吉の感知しないところで、薩摩が勝手に偽造した疑いがあるという研究もある。一方で、設立当初の徳川幕府に聘礼をすすめたのに対してそれに応じなかったということが原因ともされる。いづれにしても、そこには薩摩のような日本国の琉球に対する意識と琉球の態度との隔りがあるだろう。

琉球侵入直前に島津氏から中山王へ宛てられた文書に以下のような5つ

の非礼⁷⁶が列挙されている。

- ① 徳川将軍への聘礼^{へいれい}がされていない点
- ② 以前、亀井慈矩の琉球征伐の企図を薩摩が中止させた恩を忘れてい
る点
- ③ 秀吉の「朝鮮追罰」の際に「琉球国役」を果たさなかった点
- ④ 前年に琉球船漂着の際に、幕府の手厚い保護をうけ薩摩を通じて無
事帰国させたのに、「幕府」への相応の「報礼」を欠いている点
- ⑤ 幕府からの依頼を受けて薩摩が琉球に対して明（中国）と日本との「商
売往来」の媒介をつとめるように通告したが、これを疎略にした点

このような理由により薩摩は琉球攻略の挙兵許可を幕府からとりつ
け⁷⁷、1609年3月に薩摩による琉球出兵が決行された。4月には首里城が
降伏し、薩摩は国王と重臣を薩摩に連行して二年半近く拘引し、島津への
忠誠と服従を強要した。1611年には奄美諸島は薩摩の直轄領に割かれ、薩
摩の琉球統治の基本法ともいえる「掟十五条」が定められた。政治的に薩
摩は琉球王国を臣従せしめ、王位継承者の決定権を握り、摂政や三司官の
最終的な任免権を握ることで、王府を実質上傀儡にした⁷⁸。また、沖
縄島から先島諸島まで検地が実施され、琉球の石高が設定され、1666年
には評定所機構が構築された⁷⁹。

その後、1871年に琉球王国は鹿児島に編入され、1872年に琉球藩が設置
された。1879年には廃藩置県が強行され、明治政府は琉球藩を廃止し、沖
縄県とした。1872年から1879年に至る過程を琉球処分とされている。

ある政治的集団の他の政治的集団への統合は最終的には武力をもちいら
れながら、商法的あるいは民法的な事由を内在とする政治的な判断のもと
づく国家的動機が契機となっているようである。

ところで、ウェーバーによれば国家を形成しようとする政治集団は以下
のような過程を経るものである。

「実際の行政手段と共に全くあるいは部分的に従属的な行政集団の独
占がみられるある政治的集団を我々は身分的に分岐化された防衛集団と呼
ぶだろう。例えば、世襲封土において、家臣は彼にもたらされた区域の行

政と司法を彼自身のみとすることでまかない戦いの為に装備し、食糧を準備する。彼の家来も同じことをする。そうしたことはただ個人的に忠誠関係やその上に基礎をおく支配層の権力の座に影響を及ぼす。そして世襲封土の占領と家来の社会的な名誉は支配者から彼らの正統性を引き出すことにかかっていた。⁸⁰」

また、政治を職業とする者は非常時において「実際に君主の従者は街頭の革命的な英雄の従者のように通常の世帯の条件を同じように気にかけたりはしない。両者は戦利品や強奪、没収、寄付、価値のない強制的な支払手段〈軍票〉の押し付けにより生きている⁸¹。」のである。

こうした政治社会の営みにおける政治的な判断としてシュミットは政治社会の指標とすべき友と敵の理論を提示している。国家に対して国際社会の倫理が合理主義的基準から人間を人道主義的に普遍的な存在として観念的に捉える傾向に警鐘を唱えている。友と敵という区別は結合あるいは分離、連合あるいは離反のもっとも強度な場合を意味する。この標識は道德的あるいは美的にあるいは経済的といったほかのあらゆる標識とは別に存立しうるのだ。敵の本質は存在的に他者・異質者であり、極端なばあいには衝突がこころいする。衝突の極端な場合は当事者自身が結着をつけるよりほかないものである⁸²。友・敵の概念は具体的・存在論的な意味において解釈されるべきもの⁸³なのであるが、自ら判断しなければならない⁸⁴が、敵とは公的であって、私仇ではない⁸⁵。敵という概念には戦争の可能性が存在し続けなければならない⁸⁶が、戦争において、もはや個人的な兵士が友・敵の区別をする問題ではなくなる⁸⁷。表層の文化的あるいは経済的、地理的システムに隠れた人種的、遺伝的特質から帰着する相互的な違い、あるいはもっとも本質的なこととして、宗教的観念の違いから国家的統合を捉えなければならないだろう。そしてこの友と敵を見分ける能力こそが主権者がかつべき判断力である。シュミットは「政治的思考および政治的本能は、理論的にも実際的にも、友・敵を区別する能力によって実証される。重大な政治のクライマックスは同時に、敵が具体的な明瞭さで敵とし

て認識される時点なのである。」としている。日本における友敵の原理は日本の領土を護り得る原理としての記紀神話において、緻密に造り上げられた近代的な所有権に基づく法意識である。この理念において、立憲主義が展開されている。歴史的にも日本はさまざまな民族が流入しているが、かろうじて海を囲まれることで、政治的な秩序が保たれている。日本の東西に狭く南北に細長いという特徴をもつ地形にさええられ、記紀神話に基づく法慣習意識は永い歴史を刻んできた。

第二次世界大戦以後における国家は19世紀後半に至るまでにほぼ成立した国家的領域によって秩序づけられるというのが国際社会の慣習的判断であるようである。第二次世界大戦の直前になされた取り決めは国家の帝国主義的な侵略行為について制限的役割を果たし、それ以前の侵略行為や他国、他地域の植民地化を区別している。国家の形成は歴史的に武力をもって、為されたとされるが、シュミットは国家間の戦争という武力行使についての法的転換を指摘している。

「それまで、承認されていた国際法によれば、それぞれの主権国家は、攻撃戦争と防御戦争との区別なく、戦争を行う権利 *jus ad bellum* を持っていた。攻撃戦争を国際法的に犯罪とみなすことは」第一次世界大戦やパリ講和条約以降に関心を持たれるようになった。

「1920年から1939年までの時代において、とりわけ、ジュネーヴ連盟の強化と活性化への努力、1924年10月2日のいわゆるジュネーヴ議定書のための論議、そして結局1928年8月27日のケロッグ規約のある種の解釈が、攻撃戦争を国家犯罪として扱うという考えの強化に、本質的に貢献した⁸⁸。」こうした転換にはある種の政治神学の原理が働いていることをシュミットは揶揄するようである。

7 日本との政治文化的な親近性をもつ琉球

上述のようなことから琉球と日本には政治文化的な親近性が存在するといえる。歴史上の卑弥呼や天照大神を中心とした記紀神話体系のルーツには聞得大君に象徴されるノロの神女体系との天皇制の近似がある。また、

グスク時代から琉球国が成立する過程において倭寇や平家の存在があり、中国文化の影響を受けつつも、「おもろさうし」のような謡形式の存在は和歌をその文化的な根源とする天皇家との親近性がありそうである。

このような天皇家と琉球とのつながりとして、記紀神話の月読命の軌跡において、関連性をみいだすことができる。神話体系における日本と琉球との関係性は日本と琉球との関係が単なる島津氏による侵攻に発するものではないことを暗示している。『古事記』において、伊邪那岐命の生んだ三柱の神のうちの月読命は天照大御神と建速須佐之男命がそれぞれ、高天原と海原を治めるように命じられたように、夜の国を治めることを命じられている。月読命に関する記述は少ないが、『日本書紀』の神代紀には天照大御神とともに天を治めるようにと指示される一方で、滄海原の潮の八百重を治めるようにとの詔を受けるというような話⁸⁹もある。ここで、月読命の命じられた夜の国や滄海原の潮の八百重とはどこを指すのかが重要となるが、ひとつの手掛かりとして、月読命の祀られたいわれのある壹岐の島にその痕跡をさぐることができるだろう。

壹岐は倭寇の源流ともみられる地であり、ここから琉球地域へ至る倭寇の足跡をみるができる。また琉球国国王は“よのぬし”と呼ばれ、記録として、最も古いとされるものは室町時代の書簡において確認されているようである⁹⁰。こうしたことは、日本本土と琉球王国の関連は1609年以前においても歴史的に様々な接点のあることで、示されうる。

たとえば、史実としての信憑性に欠けるとされながら『中山世譜』によれば、琉球王国の始祖である舜天王(1187-1159)は為朝と大里按司の妹との子であることになっており、外来王の伝承を形成している⁹¹。また、奄美文化圏には平家の落人伝承が1773年の島役人である奄美大島名瀬方黍横目道郷音が薩摩藩主の命により報告したものにあらわされている。それによれば、1185年に平家の人々は壇ノ浦没落前夜に屋久島から喜界島に渡った。その三年後に大島を探索したところ、盗賊のあらわれることを聞き知り、行盛は島の南部を攻め、山中にたてこもったものを征伐し、資盛は西部、有盛は東部から西部を攻め、平定したとされており⁹²、奄美とその離

島には平家伝承にかかわる著名な神社がある⁹³。こうしたことは歴史的に琉球王国そのものが天皇家との関連で捉えられるべき事を示唆している。

一方で、琉球と中国との関係性は琉球処分以前の冊封関係や『中山世譜』での挿話⁹⁴、また台湾事件⁹⁵といった事柄に象徴される相容れないものがあるようである。

8 “天皇メッセージ”の法的意義

ところで、1979年に明らかになったことだが、1947年9月にアメリカ合衆国による沖縄の軍事占領について天皇の意向をシーボルト連合最高司令官政治顧問に宮内庁御用掛の寺崎英成から伝達された内容をもつ文書が存在する。沖縄県公文書館⁹⁶によると天皇の沖縄に対する要望は次のようなものとなっている。

- ① アメリカ合衆国による琉球諸島の軍事占領を引き続き望んでいるということ
- ② ①の占領は日本の主権を残したままで、長期租借によるべきであること
- ③ ①の手続きはアメリカ合衆国と日本との二国間条約によるべきこととなっている。このメモによると他国、特にソビエト＝ロシアや中国からの権利要求に対して歯止めとなることで日本国民を納得させられるだろうという天皇の考えがあったようである。

このメッセージの存在は多くの議論と論争を引き起こしたようである。その理由は1946年の日本国憲法の公布によって、日本の主権者は日本国民であると規定され、天皇は象徴としての存在とされたにもかかわらず、なぜこのような領土主権に関することにその意思を反映させるような意見を述べる事ができたのかというものだろう。天皇の行為は大日本国憲法下での統帥権によるものから日本国憲法下では限定的であるとされている。日本国憲法の第四条〔天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任〕によって、大日本国憲法下での天皇の権能は制限され、第六条〔天皇の任命権〕や第七条〔天皇の国事行為〕のような内容となっているからだ。

しかし、日本の司法的な役割はすでに、1945年に米軍によって司法権が停止されており、憲法が公布されたものの1946年に日本と南西諸島の行政分離が宣言されている。憲法の有効性の指標は憲法において、領土的範囲が言明されていない以上、行政機関あるいは司法機関の設置によるその機能の発揮によって、図ることが可能であろうが、沖縄の行政機関は前述のように日本政府とは別の機構としての沖縄議会が発足している。しかも、沖縄では住民によって構成される「簡易裁判所」が設置されており⁹⁷、その後、1968年の裁判所法の施行により琉球民裁判所として、「那覇地方裁判所」が設置されたという経緯がある。したがって、1946年に日本国憲法が公布されていたといっても、その有効性をはかるものとしての公式な日本の機関がない沖縄の主権は、以前として、大日本帝国下で、全統帥権をもっていた天皇に存するとする解釈もでき、沖縄地域が天皇の主権的領土であったといえる側面があったとも解釈できるだろう。したがって、このようなメッセージには沖縄の天皇家への帰属が刻印づけられているようである。

9 沖縄の日本への統合をめぐる人々の意識

政治的な国家編成は物理的な強制力が働き、権力から離れる人々に直接の政治的参加の機会は恵まれない場合がある。声高な意見の前でささやかなつづやきなどは歴史において、かき消されてきたかもしれない。また、沖縄で生じたとされる集団自決において、究極の選択は人々自身にたくされていたかもしれない。死をまぬがれないということにおいて、人間にとって、老衰や病のような通常の死ではなく戦闘や刑罰による死は悲劇的な効果によって、美化され、聖化され、あるいは政治化する。

太平洋戦争末期におきた南西諸島の中の渡嘉敷島や座間味島での集団自決事件の原因がどこにあるのかについて証言の違いがみられるが、どのような理由にしても捕虜となることよりも死を選んだということにおいて、ある選択を沖縄の人々が行っていたともいえる。それは名誉をあがなう死を選択した⁹⁸という見方において、愛国者としての死の意味をもち、天皇

制に基礎を置く日本的な秩序体系を是認しているとも解釈できる。

近年の沖縄の帰属意識の表明は後述する意識調査にも表れているが、与那国島の軍事的要請、米軍基地をめぐる要求において日本への帰属意識が表明されているといえるだろう。

1969年に防衛相が訓令で設定した防衛識別圏は沖縄復帰前に米軍が設定したものをそのまま踏襲しており、与那国島の上空の一部が台湾の識別圏のままになっていた。これについて、台湾が識別圏をずらし、与那国島の影響を軽減してきたが、当然に、日本の領空とされるべき領域が空白状態となり、しばらくの間、中国機からの侵犯におびやかされていた。こうしたことから、沖縄県の当時の仲井真弘多知事は2010年5月に5つの要望の1つとして、当時の総理大臣である鳩山由紀夫に防空識別圏の変更⁹⁹と自衛隊の設置を求めていた。これに対して、鳩山首相は23日に来沖したおりに早急に見直す考えを示した。翌24日に防衛省は与那国島の上を通過していた「防空識別圏」の境界線を領空（領土から12カイリ）の2カイリ外側まで、拡大することを発表した¹⁰⁰。

与那国島が防空識別圏の変更を日本政府に求めたり、自衛隊の設置を要望したということにおいて、そのこと自体は与那国島の人々が日本への帰属意識をもっているということの表れであるといえるだろう。

沖縄において独立論や自立論は前述のように示されてきたが、多くの沖縄県民は本土復帰に対して肯定的な認識をもっているようである。沖縄県民の本土復帰に関する評価は『NHK 放送文化研究所年報2013』によれば、復帰直後の1973年において、〈非常によかった〉や〈まあよかった〉という肯定的感想は全体の37.6%であったが、2012年の調査では78.2%に増加している¹⁰¹。復興開発計画のような観光産業に着目した構想は景気の低迷に左右され、沖縄経済に連動した停滞をもたらすが、教育水準の高まりや生活の豊かさにおいて満足感がみられる¹⁰²。また、多くの自立論や独立論の根拠である沖縄県民のアイデンティティーに関する意識は2005年から三年間の調査において、それぞれの年に多少の変動はあるものの〔沖縄人と思うひと〕は三年間の平均で、37.5%で、〔日本人とと思う人〕は25.1%で、

[沖縄人で日本人と思う人] は35.4%となっている。[日本人と思う人] と [沖縄人で日本人と思う人] の合計は60.5%で、[沖縄人と思うひと] を上回っている。また、独立の是非を問う質問に対して、政府が認めた場合でも [独立すべきではない] とした人は三年間の平均で62.9%で [独立すべき] とした人の23.1%を上回っている¹⁰³。こうした、調査からは自立論や独立論がどちらかといえば、住民の一部の人々による論調ではないかという推測がされる。一方、沖縄県民の立場として、米軍の基地の存在は負担感を与え、現実の軍事的要請の不透明性からも意見が分かれており、そうしたことは選出される沖縄県知事の姿勢が両極的な態度であることに現れている。

むすびに

第二次世界大戦後における多くの植民地は民族自決の精神により解体され、多くの独立国が誕生した。このような気運から沖縄での同様な自治論や独立論が生じたが、沖縄において、そのような理想を単純には実現できない日本の政治神学が存在する。自治や独立を唱える論理には日本本土と沖縄との精神的な乖離が指摘されるが、沖縄の独立において、琉球王国の存在やその社会システムのさまざまな領域の違い、すなわち、宗教的、経済的あるいは文化的な社会システムの違いによって、論ずるにはある困難さが生じる。むしろ、かえって上述のような点で、同質性が、明らかとなるようである。

沖縄を歴史上、精神的な意味で、日本本土と分かつこととなった日米戦争の開始が敗北を意味するものであるということについて認識をもつ人々はいた。日本において、このような認識は存在したものの言論の自由の統制により封じ込められ、敗北の道を進んだ。もし、この戦争が開始されていなければ、多数の犠牲者とされる人々、あるいは沖縄の地上戦や集団自決もおこらなかつただろう。しかし、国家の決定への反対は反逆行為とされる。このような国家行為はカール・シュミットの政治理論によって説明され得る。当時の戦争への反対自体が日本における内敵を意味し、国家の

統合において、外敵とともに、排除されるべき要因とされていた。シュミットは国家の統治機構のそのような原理を『政治的なものの概念』において次のような明らかにしている。

「この国家内部における平和の不可欠性からの結論として、危機的状況にさいして、政治的単位としての国家が存続するかぎり、それは、主体的に「内敵」をも、決定する、ということがでてくる。それゆえ、ギリシャ共和国の国法が内敵宣言として、またローマの国法が内敵宣言として認めていたものが、なんらかの形で、あらゆる国家に存在するのである¹⁰⁴。」こうした国家の行為についての普遍性が立憲国家についてもあてはまることを、シュミットはロレンツ・フォン・シュタインからの引用により、指摘している。「立憲国家」において、憲法が社会秩序の表現であるために、それが侵害されるばあいには、戦いや憲法、あるいは諸法の枠外で、つまり武器の暴力によって決着をつけなくてはならないというものである¹⁰⁵。

日本において、それは1925年の普通選挙法という限定的に民主的な選挙制度の施行とともに治安維持法として表された。この法律により、思想は統制され、戦争への反対は思想的な反逆ともみなされた。

J・J・ルソーは政治哲学的に国家における社会契約という法哲学的観念を提示した。それは全員一致が必要な法である。そして、自由な国家にあてはまることとして、

「国家が設立されたからには、そこに住むということは、社会契約に同意したことを示すものである。領土のうちに住むということは、その主権に服するということである¹⁰⁶。」とする。そして、民主制の実現における投票制度において、表決の仕方として賛成者の割合の有効性をその問題の重要度に応じ決めるべきとする。その上で、自分と反対の意見が多数を占める場合については自分がまちがっていることを示すにすぎないとする。この時にルソーは自分が一般意志だと考えていたものは一般意志ではなかったのだと結論づける¹⁰⁷。

ルソーによれば、一般意志は

「人民が十分な情報をもって議論を尽くし、たがいに前もって根回しして

いなければ、わずかな意見の違いが多く集まって、そこに一般意志が生まれるのであり、その決議はつねに善いものだろう。しかし人々が徒党を組む、この部分的な結社のそれぞれの意志は、結社の成員にとっては一般意志であろうが、国家にとっては個別意志となる¹⁰⁸。」

全員一致による原初の社会契約を別として最大多数の意志がつねに他のすべての者を拘束する。そのことをルソーは社会契約により、可決した法律に従うことに、同意していることを理由にあげている。こうした、一般意志という主権概念は神学概念に由来し、シュミットによる、およそ現代政治学の重要な概念は神学的概念に由来する¹⁰⁹という指摘の一例だろう。このような考え方によれば、歴史上の日本の敗戦や沖縄の地上戦における悲惨さをどのようにとらえれば良いのだろうか。現実的に、日米戦争におけるアメリカ合衆国による日本の攻略は日本の南西部より行われたといえるだろう。一国の侵略はある最も反撃されにくい一端の地点から行われるとすれば、沖縄から攻められたことは地理上の要件であるといえるだろう。アメリカ合衆国は沖縄という限られた地域としての島から攻略することで、日本との戦いを有利なものとしようとした。実際にある国の攻略は空襲のみにおいて、勝利を確信することはできない。また、重要な文化財¹¹⁰を含むような地帯においては、直接に攻撃することは避けられ、そのような地域を含まない地帯における地上戦は必須であり、気候的、地形的な上陸しやすさから地上戦が行われる要因となるだろう。その意味で沖縄の首府である首里城のある沖縄島やその対岸にある諸島は日本対米国の戦場として、選択された地であるといえるだろう。東京大空襲や地方都市の空襲で、勝利に至らなかった米軍は沖縄の地上戦で勝利した後、長崎や広島に原子爆弾を投下し、未曾有の被災者をつくりだすことで、日本の降伏をすすめた。まさに南西から北東に広がる日本国土を南西から次々に攻略した。

このように沖縄は日本の戦時における危機的な状況にあって、重要な国境であった。国家の首都から離れる境界あるいは辺境地での居住はその居住自体が占有という意味をもち、国家的な意味では、それだけで、国民は

戦士の役割を担っている。そうした意味で、国家として、ひとつのシステムの構築において、地方はそれぞれの役割があるといえるだろう。あらゆる土地の地質は同質ではなく、ほぼ同様な気候でありながら、産出する産物も様々だろう。そうした意味で、国家共同体における地方の役割はどのようなものかを地方と国の双方があるいは国民が認識すべきことだろう。

近代国家という政治社会の単位は古代的な戦闘から、近代化された軍隊組織を備えるものとなったが、沖縄の自立論や独立論において、非武装的な態度を表明したものが多い。そのような論議において、結局はアメリカや中国あるいは日本の承認や軍事的援助を期待したものになりがちであり、そうした場合に属領や保護領、あるいは信託統治でもないどのような自治をのぞむのかが明白にされるべきだろう。

共和主義的政治の実現が企図されるべきなのはより良い政治社会の実現にはかならない。その意味で、地方分権として、沖縄の自立性をたかめようとするのは国家と沖縄の双方に資する政治システムの構築でなければならないし、伝統という名に付着する停滞した現象は選別されなければならない。また、日本のなかの沖縄であるならば、日本の歴史において、日本における沖縄の歴史についての言及がされることが必要となるだろう。

- 1 社会契約“的”という語を用いたのはホッブズやロック、ルソーのような近代社会契約の概念で用いられる〈政治社会〉の〈あらゆる成員〉によるなんらかの〈契約〉ではあるが、このような概念の純粋な意味と必ずしも一致しない。政治社会の成員とは政治的な参政権をもつ者だろうが、ここでの〈契約〉の形式も多様さがあろう。絶対主義が社会契約とも全く背反する概念ではないことは筆者の修士論文でも示唆している。
- 2 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 日本政治・国際政治データベース データベース『世界と日本』[文書名] サンフランシスコ平和条約(日本国との平和条約) www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/.../19510908.T1J.htm
- 3 同上
- 4 同上 [文書名] 一九六九年十一月二十一日発表のニクソン米合衆国大統領と佐藤日本国総理大臣による共同声明に関する合意議事録
- 5 松島泰勝『琉球の「自治」 藤原書店2006p.322-324. 佐道明広『沖縄現代史』吉田書店2014p.206.
- 6 比嘉幹郎『沖縄 政治と政党』中央公論社1965p.99.
- 7 1947年6月に石川市で、仲宗根源和の指導により結成された。(同上 p.98.)
- 8 佐道 p.12.
- 9 松島2006p213-214. 鹿児島県地方自治研究『奄美戦後史』南方新社2005p.114-115.
- 10 佐道 p.12.
- 11 同上 p208.
- 12 平は日本と琉球との文化的な違いを「両者は、武家文化と王朝文化ほどに異なった性質の社会である。」とし、また日本本土の文化的特徴を「一連の「日の神」崇拝は、実に現代日本の基本的性格だろう。」ととらえている。一方で琉球には「南走途上の平家の公達が、かぎりなくその心をなぐさめたであろうよう洋上の落日、夜空の夕張月をもって、その精神構造を基調としているのではなからうか。」としている。さらに「王家の紋にみられる、三つ巴の煩惱の相剋を、「守札」の円周に包括した節度ある人生観をたつとぶとすることができるのではなからうか。」としている。しかし、こうした日本本土と沖縄の文化的な違いを太陽崇拝に反する月への信仰と単純にとらえることができない要素が沖縄の文化的基盤にはあるだろう。『おもろさうし』の巻十-512では始原王である尚真王が太陽神と同一の存在で、国王は太陽王(てだこ)であるという観念をうちたてている。

- (吉成直樹・福寛美編『琉球王国と倭寇——おもろの語る歴史』森話者2006p.28-31.) しかし、琉球国王のそうした陽の側面に対して陰の側面ともいうべき「水の王」という性格をもつ。(吉成直樹・福寛美編、同上 p.168-189.)
- 13 佐道 p17-24.
 - 14 同上 p24-29.
 - 15 玉野井芳郎／鶴見和子、新崎盛暉編『地域主義からの出発』学陽書房1990 p.255.
 - 16 佐道 p41-44.
 - 17 玉野井 p.249-254.
 - 18 柄谷行人『世界共和国へ』岩波新書2006p.48.
 - 19 同上 p.50-51.
 - 20 C. シュミット『政治神学』田中浩／原田武雄訳、未来社1971p.12.
 - 21 次田真幸全注訳『古事記』(上) 講談社文庫1977p.44-49.
 - 22 同上 p.53.
 - 23 同上 p.67-71.
 - 24 同上 p.69-73.
 - 25 同上 p.97-102.
 - 26 同上 p.105-106.
 - 27 同上 p.138-140.
 - 28 同上 p.147-150.
 - 29 同上 p.163-168.
 - 30 同上 p.170-172.
 - 31 同上 p.177.
 - 32 同上 p.182.
 - 33 永井健晴「憲政秩序と自己同一性の関係についての予備的・メタ理論的な諸考察」大東法学第23号2号2014p.89.
 - 34 外間守善『沖縄の言語史』法政大学出版局1971p.3.
 - 35 同上 p.10-11.
 - 36 同上 p.29.
 - 37 同上 p.26-27.
 - 38 同上 p.28.
 - 39 梅木哲人『新琉球国の歴史』法政大学出版局2013p.48.
 - 40 吉成直樹・福寛美 p.10.

- 41 吉成・福 p.231.
- 42 松島泰勝『琉球独立論』バジリコ2014p.14.
- 43 梅木 p.48.
- 44 吉成・福 p.183-184.
- 45 ジョルジュ・デュメジル『神々の構造』松村一男訳国文社1987p.20.
- 46 同上 p.32-33.
- 47 吉成・福 p.218.
- 48 同上 p.231.
- 49 同上 p.233.
- 50 宇宙のはじめを大極と表現している。(原田禹雄訳注『蔡鐸本 中山世譜』榕樹書林1998p.33.)
- 51 同上 p.2.
- 52 外間 p.199-200.
- 53 内田銀蔵『日本経済史の研究合本』同文館1924p.175.p.192.p.196.
- 54 恵隆之助『だれも書かなかった沖縄——被害者史観を超えて』PHP 研究所 2000p.22.
- 55 内田 p.193.
- 56 同上 p.178.
- 57 その神話的世界において、国君のはじめである天孫氏が中山に城を築いた（原田 p.39.）が、天孫氏は重臣の利勇に王位を篡奪される。しかし、浦添按司であった舜天が利勇を討ち、国を統一した。その後、三代の舜天一族の支配が続いたが第三代の義本が天孫氏の末裔とされる英祖に禪譲する。(松島2014p.014.)
- 58 同上 p.14.
- 59 原田 p.83.
- 60 梅木 p.25.
- 61 松島2014p.16-17.
- 62 沖縄教育委員会編『沖縄県史 1 通史』国書刊行会1976p.16.
- 63 同上 p.18.
- 64 梅木 p.55-56.
- 65 同上 p.52.
- 66 同上 p.49-50.
- 67 同上 p.54.
- 68 吉成・福 p.282.

- 69 同上 p.283.
- 70 同上 p.62.
- 71 同上 p.97.p.96.
- 72 上里隆史『琉日戦争1609』ボーダーインク2009p.19.
- 73 吉成・福 p.230-231.
- 74 沖縄教育委員会 p.18.
- 75 同上 p.20-21.
- 76 同上 p.22.
- 77 同上 p.23.
- 78 同上 p.24-25.
- 79 梅木 p.8.
- 80 Einen politischen Verband, bei dem die sachlichen Verwaltungsmittel ganz oder teilweise in der Eigenmacht des abhängigen Verwaltungsstabes sich befinden, wollen wir einen »ständisch« gegliederten Verband nennen. Der Vasall z.B. im Lehnverband bestritt die Verwaltung und Rechtspflege des ihm verlehnten Bezirks aus eigener Tasche, equipierte und verproviantierte sich selbst für den Krieg; seine Untervasallen taten das gleiche. Das hatte natürlich Konsequenzen für die Machtstellung des Herrn, die nur auf dem persönlichen Treubund und darauf ruhte, daß der Lehnbesitz und die soziale Ehre des Vasallen ihre »Legitimität« vom Herrn ableiteten. (M. Weber 『Politik als Beruf』) 『職業としての政治』 脇圭平訳岩波書店2010p.15-16.
- 81 Zwar die Gefolgschaft des Kriegsfürsten fragt ebensowenig nach den Bedingungen normaler Wirtschaft wie die Gefolgschaft des revolutionären Helden der Straße. Beide leben von Beute, Raub, Konfiskationen, Kontributionen, Aufdrängung von wertlosen Zwangszahlungsmitteln: was dem Wesen nach alles das gleiche ist. (同上 p.22-23.)
- 82 C. シュミット『政治的なものの概念』 田中浩／原田武雄訳、未来社、1970 p.15-16.
- 83 同上 p.56.
- 84 同上 p.17.
- 85 同上 p.19.
- 86 同上 p.26.
- 87 同上 p.27.

- 88 カール・シュミット／ヘルムート・クヴァリーチェ編『攻撃戦争論』新田邦夫訳 信山社出版2000p.6.
- 89 宮沢豊穂『日本書紀全訳』星雲社2009p.24.
- 90 梅木 p.67.
- 91 永藤靖『琉球神話と古代ヤマト文学』三弥井書店2000 p.196.
- 92 同上 p.183-184.
- 93 同上 p.182.
- 94 原田 p.40.
- 95 沖縄教育委員会 p.135-136.
- 96 www.archives.pref.okinawa.jp
- 97 那覇検察庁「那覇地方検察庁沿革」www.kensatsu.go.jp/kakuchou/naha/page1000025.html
- 98 曾野綾子『「集団自決」の真実』WAC2006p.9.
- 99 八重山毎日新聞 www.y-mainichi.co.jp 2010年5月25日
- 100 朝日新聞 www.asahi.com/ 2010年6月25日
- 101 佐道 p.192.
- 102 河野啓「本土復帰後40年間の沖縄県民意識」NHK放送文化研究所『NHK放送文化研究所年報2013』NHK出版2013p.127.
- 103 松島2006p.208-209. 林泉忠「沖縄住民のアイデンティティー調査（2005年-2007年）」沖縄大学文学部政策科学・国際関係論集 第11号2009p.120.
- 104 C. シュミット1970p.49.
- 105 同上 p.50.
- 106 ルソー『社会契約論／ジュネーヴ草稿』中山元訳光分社2008p.196.
- 107 同上 p.214-215.
- 108 同上 p.65.
- 109 C. シュミット1971p.49.p.61. 筆者修士論文で、主権概念の神学概念からの由来の経緯については言及している。
- 110 ここでは、天皇陵のような国家的原理に関わる遺跡などを想定している。

<参考文献>

- 松島泰勝『琉球の「自治」』藤原書店2006
- 佐道明広『沖縄現代史』吉田書店2014
- 比嘉幹郎『沖縄 政治と政党』中央公論社1965
- 鹿児島県地方自治研究『奄美戦後史』南方新社2005p.114-115.
- 吉成直樹・福寛美編『琉球王国と倭寇——おもろの語る歴史』森話者2006
- 柄谷行人『世界共和国へ』岩波新書2006
- C.シュミット『政治神学』田中浩／原田武雄訳、未来社1971
- 次田真幸全注訳『古事記』(上) 講談社文庫1977
- 永井健晴「憲政秩序と自己同一性の関係についての予備的・メタ理論的な諸考察」
大東法学第23号2号2014
- 外間守善『沖縄の言語史』法政大学出版局1971
- 梅木哲人『新琉球国の歴史』法政大学出版局2013
- 松島泰勝『琉球独立論』バジリコ2014
- ジョルジュ・デュメジル『神々の構造』松村一男訳国文社1987p.20.
- 原田禹雄訳注『蔡鐸本 中山世譜』榕樹書林1998
- 内田銀蔵『日本経済史の研究合本』同文館1924
- 恵隆之助『だれも書かなかった沖縄——被害者史観を超えて』PHP 研究所2000
- 沖縄教育委員会編『沖縄県史1 通史』国書刊行会1976
- 上里隆史『琉日戦争1609』ボーダーインク2009
- M.Weber『Politik als beruf』
『職業としての政治』脇圭平訳岩波書店2010
- C.シュミット『政治的なものの概念』田中浩／原田武雄訳、未来社、1970
- カール・シュミット／ヘルムート・クヴァリーチェ編『攻撃戦争論』新田邦夫訳
信山社出版2000
- 宮沢豊穂『日本書紀全訳』星雲社2009
- 永藤靖『琉球神話と古代ヤマト文学』三弥井書店2000
- 曾野綾子『「集団自決」の真実』WAC2006
- 河野啓「本土復帰後40年間の沖縄県民意識」NHK 放送文化研究所『NHK 放送文化研究所年報2013』NHK 出版2013
- 林泉忠「沖縄住民のアイデンティティー調査（2005年－2007年）」沖縄大学文学部
政策科学・国際関係論集 第11号
- ルソー『社会契約論／ジュネーヴ 草稿』中山元訳光分社2008

南西諸島住民におけるナショナル・アイデンティティーの諸問題

『中央公論』1970年11月号、1971年12月号1973年6月号

『新沖縄文学』1981年6月号

<参考資料>

東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 日本政治・国際政治データベース

www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/.../19510908.T1J.htm

沖縄県公門所館ホームページ

www.archives.pref.okinawa.jp

那覇検察庁ホームページ

www.kensatsu.go.jp/kakuchou/naha/page1000025.html

八重山毎日新聞 www.y-mainichi.co.jp

朝日新聞 www.asahi.com/